

學術局、同教員養成課を通じて文部大臣に提出した。

「一、最低四學級（二年コース二學級、一年コース一學級、三年コース一學級）

二、各府縣國立大學に少くも一附屬幼稚園をおくこと

三、小學校教員免許狀修得希望者（特に女子にあつては）附屬幼稚園においても實習を行うことを原則とすること。

なお當日の出席者は左の如くである。

玉越三朗（文部省）波根治郎（富山大）阿部安三（大阪學藝大）

鈴木三郎（三軍大）山本喜三（愛知學藝大）富岡貢（群馬大）野間郁夫（埼玉大）柏倉亮吉（山形大）田中龍次郎（山梨大）光館廣忠（東北大）鈴木康一（香川大）岡本一平（高知大）鈴木信政（静岡大）宮内孝（千葉大）小川正通（奈良女大）中川武夫（東京學藝大）及川ふみ（お茶の水女大）

官廳公示連絡事項

免許法施行法第七條の

期限が三年間延長された

さきに（昭和二十五年五月二十三日）教育職員免許法施行法の改正（法律第二〇〇號）のとき、——本紙七月號掲載——免許法施行法第七條（教職経験年數を尊重して、一定の経験年數以上勤務した者は、少ない単位の取得で更に上級の特例で免許狀が得られるような特例）——この第七條は教員のみの園長には適用されないことに注意する必要がある——の有效期限が「昭和二十八年三月三十一日」までと決定されたのがこのたびの法律改正で（昭和二十五年八月四日法律第二百三十四號）で三年間延長されて「昭和三十一年三月三十一日」までとなつた。

去八月廿五、廿六の兩日、標題の會合が島原市高等學校において開催され、縣下の幼稚園、保育所より多數參集、盛會を極めた。初日にアウトラインとして稻佐幼稚園長松尾利信氏の童話あり、夕食後島原港前面に散在する小島四十五を數える中を折からの名月の中をモーターボートにて廻遊した。講師並びに演題は左の通り

兒童心理學
リズムの指導
同
長崎大學 松岡重博教授
井上ワカ教授
なお、縣保育會長は松岡重博氏、副會長大場久子氏、有浦俊一氏である。

長崎縣保育會總會並に保育講習會

この結果幼稚園教員の免許狀を有するとみなされた者（施行法第一條に該當する者で舊免許狀をもつてゐる者）や免許券の授與を受けることのできる者（施行法第二條に該當する者で學校の卒業その他の者）で昭和三十一年三月三十一日までに次の教職経験年數と単位とをとれば、さらに上級の免許狀が得られるようになつたわけである。

施行法第一條又は 第二條で認められた免許状の種類	下欄の必要とす る年数と単位で 取得できる免許			必要とする教職経験年数と単位			特例の第七條がなく なつた場合(昭和三十 一年三月三十一日以後)
	(昭和二十一年三月三十 一日までにこの年数に なればよい)	必要とする単位(昭和三十 一年三月三十日までにこればよい)	年数	単位			
二級普通免許状	一級普通免許状	一〇年以上	一般教養と教科に 關する専門科目に よる専門科目	一〇	二三作	五年	四五位
假免許状	二級普通免許状	五年以上	一〇	一〇	一五	三	一五
臨時免許状	假免許状	五年以上	一〇	一五	一一五	三	三〇

教育職員免許法施行法の一部を改正する法律

(昭和十五年八月四日法律第三百四號)

教育職員免許法施行法(昭和二十四年法律第二百四十八號)

の一部を次のように改正する。

附則第五項中「昭和二十八年三月三十一日」を「昭和三十
一年三月三十一日」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和二十五年度栄養士試験施行要領

一、試験施行の場所

札幌・仙台・東京・大阪・廣島・福岡

二、試験日時

昭和二十五年十月二十八日(土)から毎日午前九時から
昭和二十五年十月二十九日(日)まで午後三時まで

四、受験資格

調理(調理理論)

6 食品學第一部(食用動植物・食品化學)
7 食品學第二部(食品生產加工及び貯藏・食用微生物)
8 食品衛生學

3 栄養學第一部(栄養學概論)
4 栄養學第二部(栄養化學・栄養生理學・栄養病理學)
5 栄養・第三部(母性栄養・乳幼兒栄養・學童栄養・病弱者
栄養・食物史)

1 公衆衛生第一部(公衆衛生機構・衛生法規)
2 公衆衛生第二部(衛生統計・環境衛生・疾病預防・母性及
び乳幼兒衛生・産業衛生・衛生教育)

新制高等學校を卒業した者、通常の課程による十二年以上の
學校教育を終了した者、舊中學校令による中等學校を卒業し
た者または文部大臣がこれらと同等以上の學力を有すると認